

議案第42号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年5月18日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の譲渡所得に係る課税の特例及び賦課限度額並びに低所得者世帯に対する軽減判定所得の基準を見直すため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第10項及び第11項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第10項及び第11項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。